

41 食料等安定輸入体制確立緊急対策

令和 7 年度補正予算額 2,300百万円

<対策のポイント>

食料安全保障の確立に資するため、国内生産で国内需要を満たすことができない**食料及び生産資材の輸入元国でのサプライチェーン確保に向けた民間企業の海外投資案件の形成や、農産物をめぐる国際情勢の変化に対応するため民間事業者が農産物の輸入元国を切り替える際に必要となる取組等を支援**します。

<事業目標>

- 国民生活上必須である主要穀物等の安定的輸入の確保
- 国内生産で国内需要を満たせない食料・生産資材のサプライチェーン強靱化に資する案件形成数（1 件/年間）

<事業の内容>

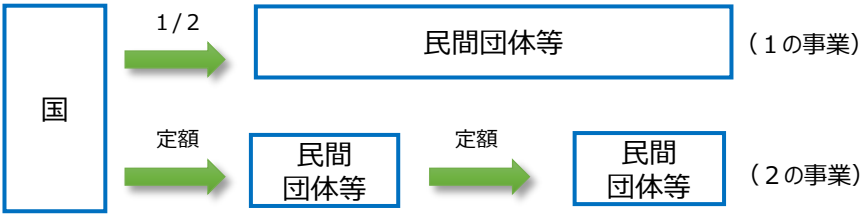
1. 食料・生産資材の安定的なサプライチェーンの確保に向けた投資可能性調査緊急支援事業 100百万円

国内生産では国内需要を満たすことができない**食料・生産資材の安定的な輸入を確保するため**、これらのサプライチェーンの強靱化等に資する民間企業による**海外投資案件の形成に向けた投資可能性調査に必要な経費を支援**します。

2. 輸入元国転換等に向けた緊急支援事業 2,200百万円

農産物をめぐる国際情勢の変化に対応するため、民間事業者が輸入農産物の輸入元国を切り替える際、**当該輸入農産物を周年にわたり安定供給するため必要となる取組や、これに付随して実施する新商品開発の取組を緊急的に支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1. 投資可能性調査緊急支援事業】

輸入元国から安定的に調達するための海外投資案件への投資可能性調査を支援

集出荷施設の導入・強化
に向けた調査



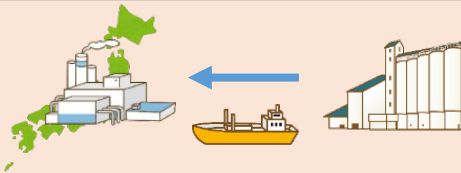
サプライチェーンの効率化・安定化に向けた
出荷・輸出入管理システムの構築に向けた調査



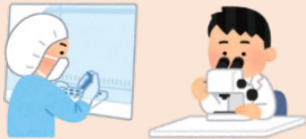
【2. 輸入元国転換等に向けた緊急支援事業】

輸入農産物の輸入元国を切り替える際、当該農産物の**周年安定供給に必要となる取組や、これに付随して実施する新商品開発の取組を支援**

周年にわたる安定供給に必要となる取組



新商品開発



主要穀物等の安定的輸入の確保

【お問い合わせ先】 輸出・国際局 国際地域課 (03-3502-8434)